

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 8 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について

新型コロナウイルス感染症対応の一環として、消毒用アルコールの増産・流通が図られているところですが、一部製品において危険物の容器としての表示が適切になされていない例が見られるとともに、当庁に対する容器の表示に関する問合せも増えてきている状況です。

つきましては、これまでの問合せ内容等を踏まえ、消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について、必要な項目や具体的な例等を下記のとおりまとめましたので、立入検査や火災予防運動等の機会を捉え、管内の事業者や住民等に対して広報啓発をお願いします。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

記

1 最大容積が 500 ミリリットルを超える容器の表示

容器の外部に「危険物の品名」、「危険等級Ⅱ」、「化学名」、「水溶性」、「数量」、「火気厳禁」の表示を行うこと。

なお、表示の字体、大きさ及び色は問わない。

2 最大容積が 500 ミリリットル以下の容器の表示

容器の外部に「危険物の通称名」、「数量」、「火気厳禁又は火気厳禁と同一の意味を有する他の表示」の表示を行うこと。

なお、危険物の通称名としては「エタノール」や「消毒用エタノール」、火気厳禁と同一の意味を有する他の表示としては「火気の近くで使用しないでください」や「火気を近づけないでください」等の例があること。

消防庁危険物保安室

担当：鈴木、平野、安田

T E L : 03-5253-7524 (直通)

F A X : 03-5253-7534

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp